

一般財団法人滋賀県職員互助会「地域社会活動提案事業」の募集について

一般財団法人滋賀県職員互助会では、地域社会活動に貢献することを目的とし、滋賀県内で実施される地域社会活動について、提案いただいた事業の経費の一部を助成します。詳細は、実施要領をご覧ください。

1. 提案者の範囲

県内にお住まいの方、県内に通勤や通学している方を代表とするグループ
一般財団法人滋賀県職員互助会の会員を代表とするグループ

2. 提案対象事業

実施要領のとおり

(事業例)

- ・琵琶湖を舞台に、清掃や環境保全の啓発活動を行う。
- ・孤立しがちな高齢者等に社会参加の場を提供し、地域でのつながりを支援する。

※要領・様式はこちらをご覧ください↓

<http://www.pref.shiga.lg.jp/hodo/e-shinbun/bf00/20170425.html>

3. 助成費の額

1件あたりの助成金額は助成対象経費の2分の1以内とし、10万円を限度とします。

4. 提案事業の実施期間

平成29年4月25日から平成30年3月31日まで

5. 提案締切

平成29年6月15日(木)17時15分必着

6. 助成決定

平成29年6月下旬から7月上旬に開催する審査会において、予算の範囲内で助成グループを決定します。

申込・問合せ先

一般財団法人滋賀県職員互助会事務局

TEL : 077-528-3163 FAX : 077-528-4816

E-mail : kousei@pref.shiga.lg.jp